

○幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱

令和5年5月23日訓令第21号

改正

令和6年3月29日訓令第23号

令和7年5月22日訓令第34号

幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幌加内町への移住定住を促すため、町内に賃貸住宅を建設及び運営する事業者に対して助成措置を講ずることにより優良な賃貸住宅の建設を促進し、人口の増加と住環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「賃貸住宅」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 1棟当たり2戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅若しくは長屋住宅

(2) 各戸に上下水道、玄関、便所、浴室が設置されているもの。ただし、建設予定地が下水道供用区域以外の場合は、下水道に代わり合併処理浄化槽が設置されているもの

(3) 敷地内に住戸1戸当たり1台以上の車庫又は駐車場が確保されているもの

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令（以下「建築基準法等」という。）の基準に適合し、本町の気候、防火、避難、防犯、断熱及び遮音に配慮しているもの

(5) 次に掲げる建築物でないもの

ア 組立式仮設住宅

イ 個人が建築する賃貸住宅で、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族が入居するもの

ウ 法人が建築する賃貸住宅で、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族が入居するもの又は当該法人の職員用住宅であるもの

エ 公共事業により補助を受けて新築するもの

2 この要綱において「新築」とは、建築物の存しない土地の部分に当該建築物を造り、建物の表示登記を完了したものをいう。

3 この要綱において「認定申請」とは、補助金の交付申請を行うために必要な認定を受けるための申請行為をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に前条の賃貸住宅を新築する者（国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、

地方公共団体及び独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）

(2) 町税及び町に納付すべき公共料金を滞納していない者

(3) 幌加内町暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員でない者

(4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

（住宅建設用地としての町有地の指定）

第4条 町は、町有地を賃貸住宅用建設用地として指定することができる。また、指定した町有地に賃貸住宅を建設した場合は、30年間無償貸付とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、当該建設費の2分の1以内で1戸当たり1,000万円を限度とし、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、賃貸住宅にビルトインガレージを設け、かつ住戸の間取りが2LDK以上の場合に限り、1戸当たり1,200万円を交付する。

2 前条に規定する町が指定した町有地であり、町長が必要と認める賃貸住宅用地の用地造成に限り、用地造成に要した費用（消費税相当額を含む。）の2分の1以内、又は150万円のいずれか低い額を上限として、補助金を交付することができるものとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てて交付するものとする。

（補助の範囲）

第6条 前条の補助金は、用地の取得、旧住宅の取壊し等を除く住宅建設に要した費用を対象とする。

（家賃の限度）

第7条 補助の対象となる賃貸住宅の家賃は1戸当たり月額55,000円以内としなければならない。ただし、賃貸住宅にビルトインガレージを設け、かつ住戸の間取りが2LDK以上の場合に限り、1戸当たり月額58,000円以内とすることができる。

（補助金の認定申請）

第8条 補助金の認定を受けようとする者は、あらかじめ幌加内町民間賃貸住宅建設事業認定申請書（別記第1号様式）により町長に申請しなければならない。

（補助金の交付認定）

第9条 町長は、前条の規定に基づく認定申請書を審査し適当と認めるときは、申請者に対して幌加内町民間賃貸住宅建設事業認定書（別記第2号様式）を交付する。

2 町長は、前項の認定をする場合において必要があると認めるときは、認定を受ける事業者（以下「認定者」という。）に必要な条件を付することができる。

（認定内容の変更）

第10条 認定者は、当該認定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ幌加内町民間賃貸住宅建設事業変更認定申請書（別記第3号様式）を提出しなければな

らない。

2 町長は、前項の規定に基づく変更申請書を審査し適当と認めるときは、認定者に対して幌加内町民間賃貸住宅建設事業変更認定書（別記第4号様式）を交付する。

（補助金の交付申請）

第11条 認定者は、賃貸住宅の認定後30日以内に、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付申請書（別記第5号様式）により、町長に補助金の交付申請を行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第12条 町長は、前条の規定に基づく交付申請書を審査し適当と認めるときは、認定者に対して幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付決定通知書（別記第6号様式）を交付する。

（補助金の変更交付等）

第13条 認定者は、前条の規定に基づく交付申請後変更が生じた場合は、速やかに幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金変更交付申請書（別記第7号様式）により、町長に補助金の変更交付申請を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金変更交付申請書を審査し適当と認められた場合は、認定者に対して、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金変更交付決定通知書（別記第8号様式）を交付する。

（工事の着手及び完成届）

第14条 認定者は、賃貸住宅の工事に着手したときは、幌加内町民間賃貸住宅建設事業工事着手届（別記第9号様式）を、その工事が完成したときは幌加内町民間賃貸住宅建設事業工事完成届（別記第10号様式）を、それぞれ5日以内に町長に提出しなければならない。

（検定）

第15条 町長は、工事完成届の提出があったときは、町長が指名した職員（以下「検定者」という。）をもって賃貸住宅の検定を行わなければならない。検定者は検定後、幌加内町民間賃貸住宅建設事業検定調書（別記第11号様式）を作成し、町長に提出する。

（補助金の支払）

第16条 補助金は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた認定者（以下「受給者」という。）の請求により交付するものとし、必要と認められる場合には概算払をすることができる。

2 受給者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金精算（概算）払請求書（別記第12号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告）

第17条 受給者は、第15条の規定による検定合格後、その日から起算して30日以内に幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金実績報告書（別記第13号様式）を町長に提出

しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査しその報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、受給者に対して、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金の額の確定通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第19条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金及び当該住宅を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付を受けることについて不正な行為があったとき。

(3) 補助金の交付を受ける権利を譲渡若しくは貸与し、又は担保に供したとき。

この場合において、相続による権利の異動については、この限りでない。

(4) 補助金の交付の決定内容及びこの要綱の規定並びに建築基準法等に違反したとき。

(5) 町税及び町に納付すべき公共料金を滞納したとき。

(6) 前5号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(補助金の返還)

第20条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

(違約加算金及び違約延滞金)

第21条 前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金を町に納付しなければならない。

2 受給者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければならない。

3 町長は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(帳簿及び書類の備付け)

第22条 補助金の交付を受けた受給者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これらを整理しておかなければならない。

(新築した賃貸住宅の管理)

第23条 受給者は、補助金の交付を受けた日から25年間（以下「管理期間」とい

う。)は、新築した賃貸住宅(以下「対象住宅」という。)の用途を変更し、又は取り壊してはならない。

2 受給者は、管理期間中にやむをえず対象住宅を第三者へ承継するときは、引き続き対象住宅を管理することを定めた契約を締結した場合に限り、対象住宅を売買、交換その他の取引に供することができる。この場合において、新たに住宅を引き継いだ者(以下「引継者」という。)は、この要綱により定められた事項について順守しなければならない責を負うものとする。幌加内町民間賃貸住宅建設事業継承届(別記第15号様式)を速やかに町長に提出しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、受給者(引継者を含む。以下同じ。)は、災害その他の理由により対象住宅として引き続き管理することが困難であると町長が認めたときは、管理期間中であっても対象住宅の用途を変更し、又は取り壊すことができる。(報告等)

第24条 町長は、管理期間中にある場合は、受給者に対し、対象住宅の状況について報告を求め又は、必要な助言若しくは指導を行うことができる。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、同日以後に建築等の確認申請があったものから適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該期日までに補助金の交付請求をした者については、この限りではない。

(要綱の失効にともなう経過措置)

3 第15条から第25条までの規定については、この要綱が失効後もなお、その効力を有するものとする。

附 則 (令和6年3月29日訓令第23号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月22日訓令第34号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第8条関係）

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 認定申請書

令和 年 月 日

幌加内町長

様

申請者 住 所

氏 名

㊟

幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第8条の規定による認定を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

別紙 1

賃貸住宅認定計画書

1 住宅の名称

2 住宅の位置 幌加内町字

3 住宅の規模及び家賃金額 建て 戸、総面積 m^2

内 訳

部屋番号	構 造	面積 (m^2)	計画家賃金額

4 敷地の地番及び面積 幌加内町字 番地、面積 m^2 (自己所有・借地)

5 工事着工及び完成予定年月日 工事着工 令和 年 月 日
工事完成 令和 年 月 日

6 建設資金の総額 円

7 建設資金調達計画 (金融機関別)

資金調達先	金 額 (円)
(自己資金)	
合 計	

8 添付書類

- (1) 住宅に係る図面一式及び当該住宅に係る見積書
- (2) 地番図、位置図
- (3) 土地使用承諾書 (借地の場合)
- (4) 個人の場合は、所得証明書及び納税証明書
- (5) 法人の場合は、最近2期の決算書類、定款及び会社登記事項証明書

別記第2号様式（第9条関係）

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 認定書

令和 年 月 日

様

幌加内町長



令和 年 月 日付けで申請のあった幌加内町民間賃貸住宅建設事業認定申請書を審査した結果、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第9条の規定により賃貸住宅として認定します。

記

1. 認定の条件

別記第3号様式（第10条第1項関係）

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 変更認定申請書

令和 年 月 日

幌加内町長 様

認定者 住 所

氏 名 ⑩

認定に係る建設計画を下記のとおり変更したいので、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 建設計画を変更しようとする理由

2 変更する建設計画の内容

*2については、先に提出した「賃貸住宅認定計画書」に準じ、新旧を比較して記載した書類を添付すること。

別記第4号様式（第10条第2項関係）

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 変更認定書

令和 年 月 日

様

幌加内町長 印

令和 年 月 日付で申請のあった幌加内町民間賃貸住宅建設事業変更認定申請書を審査した結果、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により変更内容を認定します。

記

1 認定する変更要件

別記第5号様式（第11条関係）

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 補助金交付申請書

令和 年 月 日

幌加内町長 様

認定者 住 所

氏 名 ⑩

幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円

2 住宅の名称

3 住宅の位置 幌加内町字

4 住宅建設に要した金額 円

5 住宅の規模及び家賃決定額 建て 戸、総面積 m²

部屋番号	構造	面積	建設価格(円)	家賃金額(円)	備考

（添付書類）

- (1) 住宅建設に係る契約書及び受領書の写し
- (2) 図面一式及び位置図

別記第6号様式（第12条関係）

幌加内町指令（ ）第 号

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 補助金交付決定通知書

令和 年 月 日

様

幌加内町長

⑩

令和 年 月 日付で申請のあった幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 _____ 円

2. 決定する内容

別記第7号様式（第13条第1項関係）

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 補助金変更交付申請書

令和 年 月 日

幌加内町長 様

認定者 住 所
氏 名 印

令和 年 月 日付け幌加内町指令（ ）第 号をもって交付決定を受けた幌加内町民間賃貸住宅建設事業について、その事業内容に変更が生じたので、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更前の補助金交付申請額 金 _____ 円
- 2 変更後の補助金交付申請額 金 _____ 円
- 3 増 減 金 _____ 円
- 4 具体的な変更内容

別記第8号様式（第13条第2項関係）

幌加内町指令（ ）第 号

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日

様

幌加内町長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更前の補助金交付申請額 金 _____ 円
- 2 変更後の補助金交付申請額 金 _____ 円
- 3 増 減 金 _____ 円
- 4 具体的な変更内容

別記第9号様式（第14条関係）

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 工事着手届

令和 年 月 日

幌加内町長

様

認定者 住 所

氏 名

㊟

令和 年 月 日付け幌加内町指令（ ）第 号をもって交付の決定を受けた住宅の建設工事は、建設計画のとおり着手しましたので、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第14条の規定により届けます。

記

1 着手年月日 令和 年 月 日

2 完成予定年月日 令和 年 月 日

別記第10号様式（第14条関係）

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 工事完成届

令和 年 月 日

幌加内町長

様

認定者 住 所

氏 名

印

令和 年 月 日付け幌加内町指令（ ）第 号をもって交付の決定を受けた住宅の建設工事は、建設計画のとおり完成しましたので、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第14条の規定により届けます。

記

- 1 完成年月日 令和 年 月 日
- 2 営業開始予定年月日 令和 年 月 日

別記第12号様式（第16条第2項関係）

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 補助金精算（概算）払請求書

令和 年 月 日

幌加内町長 様

受給者 住 所
氏 名 印

令和 年 月 日付け幌加内町指令（ ）第 号をもって交付の決定を受けた、幌加内町民間賃貸住宅建設事業に係る補助金について、精算（概算）払を受けた
いので申請します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 既に概算払を受けた額 金 _____ 円

3 今回精算（概算）払申請額 金 _____ 円

4 振込先

金融機関・支店名

口座種別及び番号

口 座 名 義

5 申請の理由

別記第13号様式（第17条関係）

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 補助金実績報告書

令和 年 月 日

幌加内町長 様

受給者 住 所

氏 名 ⑩

令和 年 月 日付け幌加内町指令（ ）第 号による補助金交付決定を受けた事業について、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり補助金実績報告書を提出します。

記

1 住宅の名称

2 住宅の位置 幌加内町字

3 住宅の規模及び家賃金額 建て 戸、総面積 m²

部屋番号	構 造	面 積	建設価格(円)	家賃金額(円)

4 敷地の地番及び面積 幌加内町字 番地 面積 m²

5 建設工事期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

6 建設資金の総額 円

7 建設資金調達実績（金融機関別）

資金調達先	金額（円）
（自己資金）	
合計	

8 入居者の状況 戸の内 戸入居済（空室 戸）

（添付書類）

- (1) 入居者の建物賃貸借契約書の写し
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 事業実績書
- (4) 収支決算書
- (5) その他町長が必要と認める書類（支出証拠書類等の写しなど）

別記第14号様式（第18条関係）

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日

様

幌加内町長 印

令和 年 月 日付け提出の幌加内町民間賃貸住宅建設事業実績報告書を審査した結果、幌加内町民間賃貸住宅建設事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金の確定額 金 _____ 円

別記第15号様式（第23条第2項関係）

幌加内町民間賃貸住宅建設事業 継承届

令和 年 月 日

幌加内町長 様

継承者 住 所

氏 名 ㊞

令和 年 月 日付け幌加内町指令（ ）第 号により補助金の交付決定を受けた事業については、幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第23条第2項の規定によりお届けます。

記

- 1 従前の事業者の住所及び氏名
- 2 新継承者の住所及び氏名
- 3 継承年月日
- 4 継承の理由

（添付書類）

継承の住宅を証する書類